

# 町民課だより

お知らせ  
「20歳がスタート  
「国民年金」！」

成人式を迎えた皆さん、おめでとうございます。

20歳になると「国民年金」に加入しないといけないことはご存じですか? 「国民年金」は、老後はもちろん病気やケガなどで収入が途絶えても、誰もが安心した生活を送れるよう社会全体で支え合う制度です。

お知らせ  
「平成19年分公的年金等の源泉徴収票」  
が送付されます

20歳になると、まず年金手帳と納付案内書が送られてきます。その年金手帳に記載された基礎年金番号は、年金を受給するときはもちろん、会社に就職するときなど一生涯使いますので、大切に保管してください。

「国民年金」は、学生の皆さんにも保険料の納付が義務付けられていますが、「学生納付特例制度」をご利用いただ

くと、在学期間中の保険料を社会人になつてから納めることができます。また、学生以外の20歳代の

方には、本人及び配偶者の前年の所得が一定額以下の場合に、保険料の納付が猶予される「若年者納付猶予制度」があります。

いずれの制度も、町民課、各総合支所住民課・国民年金担当窓口にて受け付けておりますので、保険料の納付が困難な場合はご相談ください。

が記載されています。  
確定申告の際には、この「源泉徴収票」が必要です。お近くの社会保険事務所まで、大切に保管してください。万が一紛失された場合は、お近くの社会保険事務所までご連絡ください。

なお、障害年金や遺族年金につきましては、課税の対象となつていなため「源泉徴収票」は発行されません。

お知らせ  
休日・時間外の  
年金相談のお知らせ  
(1月)

○年金相談の受付時間延長

毎週月曜日は、県内4つの社会保険事務所で、年金相談の受付時間を19時まで延長しています。月曜日が休日の時は翌火曜日になります。

1月の延長日は、1月7日(月)・15日(火)・21日(月)・28日(月)となっています。

○第2土曜日は年金相談日  
1月12日(土)は、県内4つの社会保険事務所で、9時30分から16時まで年金相談を行っています。

この「源泉徴収票」には、平成19年中に支払われた年金の支払総額、年金から天引きされた介護保険料の金額、源泉徴収税額及び控除内容など

## ○年金相談の予約

県内の社会保険事務所で相談の日について、1か月前から電話による予約を受け付けています。

利用ください。  
問い合わせ  
高知西社会保険事務所  
■ 875-1717

## 高齢者医療制度の見直しについて

2 後期高齢者医療制度について  
おける75歳以上の被扶養者の保険料について

現在、窓口負担が3割の方、65歳以上の方で一定の障害認定を受けた後期高齢者医療に該当する方は除きます。

昨年の制度改革では、使用者保険の被扶養者の方については、後期高齢者医療制度の被保険者となつた日の属する月から2年間、被保険者均等割を5割軽減することとされていますが、今回の措置は、平成20年度に限つて行われるもので

けていますので、お気軽にご利用ください。